富士山火山防災対策協議会作業部会設置要綱

(設置)

第1条 新たな知見を踏まえた富士山ハザードマップの改訂及び噴火警戒レベル 2の運用に関する検討等を行うため、富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」 という。) に、作業部会を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 作業部会は、次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 新たな知見を踏まえた富士山ハザードマップの改訂に関する事項
 - (2) 噴火警戒レベル2の運用に関する事項
 - (3) 富士山火山広域避難計画の改定に関する事項
 - (4) その他富士山火山防災対策を推進するために必要と認める事項

(組織)

- 第3条 作業部会は、別表に掲げる委員及び機関で構成する。
- 2 作業部会には、部会長1名及び副部会長2名を置く。
- 3 部会長は協議会会長県の防災部局担当課長を、副部会長は協議会副会長県の 防災部局担当課長を充てる。
- 4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、部会長が任命又は委嘱するものとする。

(会議)

- 第4条 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(オブザーバー)

- 第5条 部会長は、別表3に掲げる機関からオブザーバーとして職員の出席を求めることができる
- 2 オブザーバーは、部会の会議において意見と述べることができる。

(特別顧問)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、別表4に掲げる特別顧問に意見を 求めることができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、三県(神奈川県、山梨県、静岡県)において処理する。

(案)

(補則)

第8条 この要綱に定めのない事項については、その都度協議して定める。

この要綱は、平成28年1月7日から施行する。 附 則 附 則 この要綱は、平成29年1月6日から施行する。 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和元年7月17日から施行する。 附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和3年7月19日から施行する。 附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附則

【別表】

富士山火山防災対策協議会作業部会名簿

1. 委 員

所 属	役 職	氏 名
砂防・地すべり技術センター	研究顧問	池谷 浩
山梨県富士山科学研究所	所長	藤井 敏嗣
日本大学	特任教授	鵜川 元雄
静岡大学	教授	小山 真人
神奈川県温泉地学研究所	所長	板寺 一洋
山梨県富士山科学研究所	主幹研究員	吉本 充宏
神奈川県温泉地学研究所	主任研究員	萬年 一剛
静岡県富士山世界遺産センター	教授	<u>小林 淳</u>

2. 機 関

機関名		
内閣府政策統括官 (防災担当)		
国土交通省中部地方整備局	河川部	
国土交通省中部地方整備局	富士砂防事務所	
気象庁	地震火山部火山監視課火	
	山監視・警報センター	
神奈川県	危機管理防災課(※)	
	防災危機管理課火山防災	
山梨県	対策室(※)	
	富士山科学研究所	
	危機情報課(※)	
静岡県	東部地域局	
	富士山世界遺産センター	

※各県防災部局担当課

3. オブザーバー

東京管区気象台、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課、山梨県県土整備部砂防課、静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課、神奈川県温泉地学研究所、峡南地域県民センター、富士・東部地域県民センター、相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、清水町、小山町

4. 特別顧問

所 属	役 職	氏 名
富士山科学研究所	名誉顧問	荒牧 重雄